

春日市白水大池公園駐車場利用料金助成金交付要綱

令和 7 年 8 月 5 日

告 示 第 2 1 7 号

(目的)

第1条 この要綱は、早朝の時間帯において白水大池公園の駐車場(以下「駐車場」という。)を利用する市民(以下「利用者」という。)に対し、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の負担額を助成することで、早朝の白水大池公園の利用促進を図り、もって利用者の生活習慣の維持及び健康増進を図ることを目的とする。

(助成金交付対象者)

第2条 この要綱に基づく助成金(以下「助成金」という。)の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成金の申請日において市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者
- (2) 午前4時から午前9時までの時間帯において、駐車場を2時間以内で利用した者
- (3) 前号の条件を満たす利用料金に係る領収書で助成金の申請日前1年以内に発行されたもの(以下「領収書」という。)を保有する者
- (4) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、領収書に記載された利用料金を合算した額を基準として、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする利用者は、春日市白水大池公園駐車場利用料金助成金交付申請兼交付請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 市民であることが確認できる官公署の発行した免許証、身分証明書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(領収書の条件)

第5条 助成金の交付の対象となる領収書は、1日につき1枚限りとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、春日市白水大池公園駐車場利用料金助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付の申請をした利用者に通知するものとする。

2 市長は、第6条第1項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、春日市白水大池公園駐車場利用料金助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、助成金の交付の申請をした利用者に通知するものとする。

(交付の時期)

第9条 助成金は、第3条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第4条の規定による申請を取り下げるときは、春日市白水大池公園駐車場利用料金助成金交付申請取下書(様式第4号)を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。

(2) 暴力団を利することとなると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかに書面により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関しては、春日市補助金等の交付に関する規則(平成19年規則第21号)の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。